

被扶養者認定における収入確認にあたっての運用変更について

厚生労働省より発出された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、小田急グループ健康保険組合の対応を以下の通りお知らせいたします。

2023（令和5）年10月20日（厚生労働省通知発出日）以降に、当健保組合で行う「被扶養者の認定」「被扶養者資格調査」で適用します。

発出日以前に行われた「扶養認定」および「令和5年被扶養者資格調査」において、遡及の取り扱いはありません。

【「年収の壁・支援強化パッケージ」が適用される要件】

- (1) 雇用契約書等において、本来であれば、1年間の収入が収入要件130万円（注1）未満を満たすこと
- (2) 事業所の人手不足により時間外手当や臨時的な繁忙手当等が支給され、一時的な収入増加があったことにより、収入要件を超えると判断されること

【対象とならないケース】

雇用契約書等により、基本給上昇や恒常的な手当が新設された等、今後も引き続き収入が増え、年間収入が130万円（注1）以上になると認められる場合

また、当パッケージは事業主の人手不足に伴う労働時間延長等による一時的な収入増加を対象とするものであることから、**特定の事業主と雇用関係にない場合（自営業者など）は対象とはなりません。**

【提出書類】

「年収の壁・支援強化パッケージ」の適用を希望される方は、通常の被扶養者認定書類に加え、以下を提出してください。

(1) 被扶養者認定における届出書類

原則的には現行通り [健康保険における被扶養者申請の手引き](#)参照

※ 収入基準である130万円（注1）を超える場合、次の①・②の添付書類により審査します。

- ① 雇用契約書のコピー（雇用契約書が無い場合、労働条件通知書でも可とします）
- ② 事業主の証明書

※ [「被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)」（要押印）にてご提出ください。

(2) 「令和5年被扶養者資格調査」（検認）により扶養削除となった被扶養者の取り扱い

通常の被扶養者認定書類に併せ、下記書類を追加して申請してください。

- ① 本年の源泉徴収票（控） ※原本を提出した場合、返却できませんのでご注意ください。
 - ・ 基準内であれば給与明細に代わり①を添付してご提出ください。
 - ・ 基準額を超えている場合、①に加え下記②～④と合わせてご提出ください。

- ② 直近 3 か月分の給与明細（控） ※最短の 1 月 1 日加入であれば 10・11・12月分
 - ③ 雇用契約書（控） ※雇用契約書が無い場合、労働条件通知書でも可とします。
 - ④ 事業主の証明書 ※別添の様式（要押印）にてご提出ください。
 - ・ [「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)（要押印）
- ※ その他、認定のために必要な資料を追加で提出いただくこともあります。

雇用契約書等で定められた勤務日数・時間・賃金単価・手当等、ならびに給与明細書等で本来想定される年間収入を算出します。

算出された年間収入が130万円（注1）以上になる場合は、対象となりません。

※ 増加の理由が時間外手当・臨時的手当によるものであること、業務量が一時的に増加したことが確認できる資料を追加提出いただくこともあります。

※ 一時的な収入増加であったことを確認するため、前年との比較資料を提出いただくこともあります。

【留意点】

- 扶養認定にあたっては、事業主証明書を提出すれば必ず認定されるというものではなく、総合的に認定の可否を判断いたします。
- 書類を提出いただいたとしても、雇用契約書等や給与明細により年間収入が恒常的に130万円（注1）以上となると見込まれる場合は、適用とはなりません。
（同一事業所の給与明細書からこれまで既に130万円（注1）以上の収入実績がある場合は、恒常的に130万円（注1）以上の収入があるとみなす等）

（注1）60歳以上の者、または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については180万円